

**許可が
必要!**

特定都市河川流域で雨水浸透阻害行為を行う
際には**流出抑制**のための**許可が必要**です

「令和3年12月24日」から大和川流域は、
流域治水の本格的な実施に向けて、
「特定都市河川浸水被害対策法」に基づき
「特定都市河川」および
「特定都市河川流域」に指定されました。

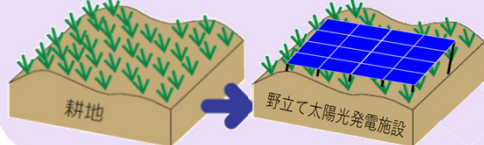
- 大和川特定都市河川流域内の土地で行う **1000㎡以上の雨水浸透阻害行為**(土地の締固めや開発などにより雨水がしみ込みにくくなる行為)は奈良県知事等の**許可が必要**です。
 - 許可にあたっては、技術基準に従った**雨水貯留浸透施設の設置が必要**です。
 - また、許可に伴い設置された**雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為**も、奈良県知事等の許可が必要です。
- ※1,000㎡未満の開発を行われる方も、雨水対策にご協力頂きますようお願いいたします。



雨水の浸透を阻害する行為の際には…
(雨水浸透阻害行為)

例えば **田畑に太陽光発電施設を設置**

- 田畑(耕地)→**太陽光発電施設**
【令和5年4月1日の申請から適用】
※田畑に直接設置する野立て方式を含む



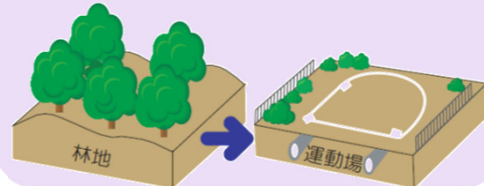
例えば **田畑に駐車場を作る**

- 田畑(耕地)→**駐車場**



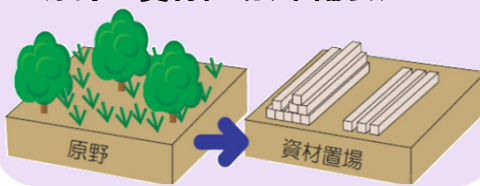
例えば **林地に運動場を作る**

- 林地→**運動場**



例えば **原野に資材置場を作る**

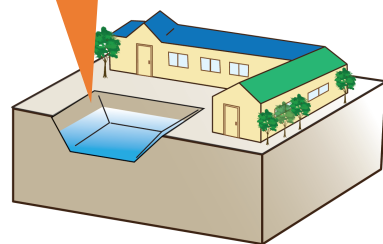
- 原野→**資材置場(未舗装)**



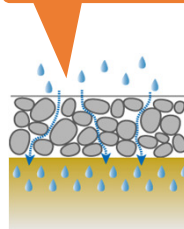
雨水を貯留・浸透させる
対策が必要です。

(例)

雨水貯留施設



透水性舗装



浸透ます

雨水浸透阻害行為の相談については裏面の窓口を参照してください。

浸水被害の防止を
図るための
その他の取り組み

流域対策の推進

大和川特定都市河川流域における浸水被害の防止を図るため大和川流域水害対策計画を策定し流域対策を推進する。

浸水被害防止区域の指定

洪水が発生した場合に著しい危害が生じるおそれがある区域を浸水被害防止区域として指定し、開発規制・建築規制を措置することができる。

貯留機能保全区域の指定

洪水や雨水を一時的に貯留する機能を有する土地について、土地の所有者の同意を得た上で、貯留機能保全区域として指定することができる。

雨水浸透阻害行為の許可申請フロー

特定都市河川流域内、かつ、事業規模は1,000㎡以上ですか？

特定都市河川流域の詳細図につきましては大和川河川事務所のHPでご確認をお願いします。
URL https://www.kkr.mlit.go.jp/yamato/keikaku/tokutei_toshi_kasen/index.html (大和川河川事務所)

はい

いいえ

事前協議が必要

【確認事項】

- ・現況土地利用、計画土地利用
- ・土地利用毎の面積集計
- ・雨水浸透阻害行為の面積算定 など

【必要書類】

ホームページよりご確認ください

事前協議は不要ですが、
雨水流出抑制の努力義務があります
(特定都市河川浸水被害対策法 第40条)

雨水浸透阻害行為の面積は 1,000㎡以上ですか？

いいえ

雨水浸透阻害行為の許可申請は不要
ですが、雨水流出抑制の努力義務があります
(特定都市河川浸水被害対策法 第40条)

はい

雨水浸透阻害行為の許可申請が必要
(特定都市河川浸水被害対策法 第30条)

【確認事項】

- ・対策工事 など

【必要書類】

ホームページよりご確認ください

※「開発許可」、「建築確認」、「大規模建設物の建設計画に関する事前協議制度」等の手続きを不要とするものではありません。

許可申請の受付窓口(奈良県もしくは奈良市で受け付けます。)

雨水浸透阻害行為に対する雨水貯留浸透施設整備の設置につきましては申請窓口の担当者と協議をお願いします。

奈良市の特定都市河川流域内での雨水浸透阻害行為

開発地	申請先	許可申請の受付窓口	連絡先 (TEL)
奈良市内	奈良市長	奈良市建設部河川耕地課	0742-34-4816

奈良市の雨水浸透阻害行為の許可は奈良市長が行います。

奈良市以外の市町村の特定都市河川流域内での雨水浸透阻害行為

開発地	申請先	許可申請の受付窓口	連絡先 (TEL)
奈良市以外	奈良県知事	奈良県県土マネジメント部河川整備課	0742-27-7507

奈良市以外の市町村の雨水浸透阻害行為の許可は奈良県知事が行います。

詳細はホームページをご覧ください。

URL: <https://www.pref.nara.jp/59856.htm> (奈良県河川整備課)

<https://www.city.nara.lg.jp/soshiki/122/131229.html>

(奈良市河川耕地課)

大和川流域水害対策協議会

https://www.kkr.mlit.go.jp/yamato/keikaku/tokutei_toshi_kasen/conference.html
事務局／近畿地方整備局大和川河川事務所

奈良県県土マネジメント部河川整備課・下水道課

●大和川流域水害対策協議会は、近畿地方整備局、奈良県と大和川流域の11市13町1村、近畿農政局、奈良森林管理事務所、近畿地方環境事務所、奈良財務事務所、奈良地方気象台で構成されています。(令和4年1月時点)